

ねんど ていげん  
1996年度・提言

きょういくいいんかい がいこくじん にほんじん こ そうごりかい  
教育委員会に、外国人と日本人の子ども相互理解を  
ふか きょういく そうごう てき すいしん たいせい せいび  
深める教育を、総合的に推進する体制を整備する。

(1) かわさきし ざいにちかんこく ちょうせんじん あお く ちいき きょういくいいんかい ねん ざい  
川崎市は、在日韓国・朝鮮人が多く暮らしている地域です。教育委員会は、1986年に、在

にちがいこくじんきょういくきほんほうしん しゅ かんこく ちょうせんじんきょういく さだ がいこくじん こ みんぞくてきじかく  
日外国人教育基本方針～主として韓国・朝鮮人教育～を定め、「外国人の子どもが民族的自覚

と誇りを保持し、また、日本人の子どもに対しては民族差別や偏見を見抜く感性とそれを批判

し排除する力を養う」教育を進めてきました。しかし、差別の壁は厚く、本名を名乗る子ど

もは依然として、多くはありません。

(2) いっぽう にゅーかまーず ぞうか がっこう こと しゅうきょう ぶんか しゅうかん  
一方、ニューカマーズの増加により、学校においても、異なる宗教、文化、習慣をもち、

また、日本語の理解が十分ではない子どもが増えてきています。

(3) また、こくさいけっこん ぞうか にほんこくせき がいこくじん おや れきし ぶんか う  
また、国際結婚の増加により、日本国籍であっても、外国人である親の歴史と文化を受け

継ぐ子どもも増加しており、国籍だけをとりえて、子どもの教育を考えることは十分ではあ

りません。

(4) きょういくいいんかい そうむぶ じんけんきょういくたんとう がいこくじんきょういく すす そうごうきょういくせん たー  
教育委員会においては、総務部の人権教育担当が外国人教育を進め、総合教育センターで

は、日本語の理解が十分ではない子どもの、教育相談と就学支援を行っています。教員は、

こくさいりかいきょういくけんきゅうかいなど けんしゅう など じょじょ がいこくじんきょういく とりく すす  
国際理解教育研究会等において研修する等、徐々に外国人教育の取組みが進められています

が、そうごうてき すいしんたいせい せいび  
が、総合的な推進体制が整備されているとはいえません。

(5) きょういくいいんかい もんだい かいけつ ざいにちがいこくじんきょういくきほんほうしん みなお さ  
教育委員会では、こうした問題を解決するために、在日外国人教育基本方針を見直す作

ぎょう はじ さぎょう みの がいこくじんきょういく すいしん そしき しゅうじつ  
業を始めていますが、この作業を実りあるものにするには、外国人教育を推進する組織の充実

ひつよう  
が必要です。

いじょう つぎ しちょう ていげん  
以上のことから、次のことを市長に提言します。

1 しないこうりつがっこう ざいせき がいこくじん こ へんけん きべつ こと  
市内公立学校に在籍する外国人の子どもたちへの偏見と差別をなくし、その異なる

文化や習慣を理解し、アイデンティティの形成と人権を尊重することは、外国人の子どもだけではなく、日本人の子どもの成長を豊かにするものであることを認識し、教育委員会に、外国人と日本人の子どもの相互理解を深める教育を総合的に推進する体制を整備する。

2 あわせて、大阪府や府下の各市にある外国人教育研究協議会(注)のような推進体制を整備する。

3 外国人教育の担当部署は、外国人保護者・子どもに対する、日本の学校教育制度についてのオリエンテーションや、外国人と日本人の子どもの相互理解を推進するためのガイドラインの作成等を行う。そのときは、外国人保護者の意見が反映できるよう、その参加を保障する。

4 また、各学校においても、教員、日本人保護者と外国人保護者との懇談の場等を開き、相互の理解と交流が深まるように努める。

(注) 外国人教育研究協議会は、教育委員会の委託研究機関として、外国人教育の研究、推進を目的としている。会員は全市の教職員が対象で、各学校に1人の外国人教育担当者を置き、教材の作成・整備、教職員研修、研究・交流集会の開催等を行っている。

## 1999年度の状況

### 【教育委員会において担当】

・「川崎市外国人教育基本方針～多文化共生の社会をめざして～」(1998年(平成10年)4月28日

改定)に基づく教育の推進に努めている。

・推進窓口は人権・共生教育担当(平成10年度より部署を拡充)

・1997年度から実施の民族文化講師ふれあい事業の充実に努めている。

・関係各課担当者の協議機関として設置した「外国人教育を推進するための調査研究会」

で提言内容の検討を含め、総合的な推進の協議をしている。

・外国人保護者向け就学ハンドブック(6か国語)を継続発行した(1998年度から)

・指導資料「ともに生きる」を継続発行した。10年度に改訂

## 2000年度の状況

### 【教育委員会において担当】

「川崎市外国人教育方針～多文化共生の社会をめざして～」(1998年4月28日改定)に基づき、  
教育の推進に努めている。

推進窓口は人権・共生教育担当(1998年度より部署を拡充)

1997年度から実施の「民族文化講師ふれあい事業」の充実に努めている。

教育委員会内部に関係各課担当者の協議機関として設置した「外国人教育を推進するための調査研究会議」において、提言内容の検討を含め、総合的な推進の協議をしている。

外国人保護者向け就学ハンドブック(6か国語)の継続発行。(1998年度から)

## 2001年度の状況

### 【教育委員会において担当】

「川崎市外国人教育基本方針～多文化共生の社会をめざして～」(1998年4月28日改定)に基づき、  
教育の推進に努めている。

1997年度から教育委員会内部に関係各課の協議機関として、「外国人教育を推進するための調査研究会議」を設置し、外国人教育の総合的な推進を図っている。

外国人教育の推進窓口として1998年度に人権・共生教育担当を拡充した。

1997年度から実施の「民族文化講師ふれあい事業」の充実に努めている。

外国人保護者向け就学ハンドブック(6か国語)を継続発行し、外国人登録窓口にて配付する他、次年度就学予定の家庭には直接配付している。

## 2002年度の状況

### 【教育委員会において担当】

- 1997年度から教育委員会内部に関係各課の協議機関として、「外国人教育を推進するための調査研究会議」を設置し、外国人教育の総合的な推進を図ってきた。

「川崎市外国人教育基本方針 多文化共生の社会をめざして (1998年4月28日改定) に基

づく教育の推進に努めてきた。

外国籍児童・生徒の就学状況を把握するため、基本調査、進路調査を実施しており、外国

人教育を総合的に推進する窓口として、1998年度に人権・共生教育担当を拡充した。

今後「川崎市外国人教育基本方針」のより一層の定着を図っていく。 A

2 海外帰国・外国人児童生徒教育については、総合教育センターが中心となって、小・中学

校教員の任意の研究組織である国際教育研究会や、日本語教室設置校の担当者会との連携

協力により研究や教材整備を行ってきた。また、これらの成果を報告書にまとめて全学校に

配付するとともに、教員や日本語指導等協力者の研修を行う中で、市内における外国人教育

の推進を図ってきた。 B

3 1986年に制定した「川崎市外国人教育基本方針 - 主として在日韓国・朝鮮人教育 - 」につ

いて、その後の在日外国人をめぐる状況の変化や「ともに生きる」社会の形成に向けた

多文化共生の視点を押さえる中で、外国人市民を含む「外国人教育検討委員会」により

「基本方針」の見直しに着手し、1998年に「川崎市外国人教育基本方針 多文化共生の社会

をめざして」と改定した。

また、学校教育制度について説明をするため「外国人保護者向け就学ハンドブック」を

6言語で作成し、外国人保護者へ配布している。 B

4 年間計画に設定された懇談会の場で、日本人保護者と外国人保護者との懇談の場を設定して

いる学校もある。

今後、各学校での懇談会の際に、さらに相互理解や交流が深まるよう、教員を含めて意識

を高める支援をしていきたい。

また、中学校国際理解研究部会の主催で座談会を開催し、帰国生徒及び保護者などが

参加しているが、今後、外国籍の生徒・保護者への座談会参加の呼びかけを検討していきたい。

B

2003年度の状況

【教育委員会において担当】

2 海外帰国・外国人児童生徒教育については、総合教育センターが中心となって、小・中学校教員の任意の研究組織である国際教育研究会や、日本語教室設置校の担当者会との連携協力により研究や教材整備を行ってきた。また、これらの成果を報告書にまとめて全学校に配付するとともに、教員や日本語指導等協力者の研修を行う中で、市内における外国人教育の推進を図ってきた。

B

3 1986年に制定した「川崎市外国人教育基本方針 主として在日韓国・朝鮮人教育」について、その後の在日外国人をめぐる状況の変化や「ともに生きる」社会の形成に向けた多文化共生の視点を押さえる中で、外国人市民を含む「外国人教育検討委員会」により「基本方針」の見直しに着手し、1998年に「川崎市外国人教育基本方針 多文化共生の社会をめざして」と改定した。

また、学校教育制度について説明をするため「外国人保護者向け就学ハンドブック」を6言語で作成し、外国人保護者へ配布している。

B

4 年間計画に設定された懇談会の場で、日本人保護者と外国人保護者との懇談の場を設定している学校もある。

今後、各学校での懇談会の際に、さらに相互理解や交流が深まるよう、教員を含めて意識を高める支援をしていきたい。

また、中学校国際理解研究部会の主催で座談会を開催し、帰国生徒及び保護者などが参加しているが、今後、外国籍の生徒・保護者への座談会参加の呼びかけを検討していきたい。

B

2004年度の状況

【教育委員会において担当】

2 各市立学校に国際理解教育担当者を置き、海外帰国・外国人児童生徒教育について国際教育研究会等の研修や、日本語指導等協力者の研修を行う中で、市内における外国人教育の推進を図ってきている。

また、全市の国際理解担当者を構成員とする「国際化推進地域連絡協議会」を設置した。

A

3 1986年に「川崎市外国人教育基本方針 主として在日韓国・朝鮮人教育」を制定し、1998年に「川崎市外国人教育基本方針 多文化共生の社会をめざして」と改訂した。

また、「外国人保護者向け就学ハンドブック」を6言語で作成し、学校教育制度について説明しているほか、外国人生徒・保護者への高等学校進学説明会を実施した。

A

4 年間計画に設定された懇談会の場で、日本人保護者と外国人保護者との懇談の場を設定している学校もある。

また、中学校国際理解研究部会の主催で座談会を開催し、帰国生徒及び保護者などが参加しているが、今後、外国籍の生徒・保護者に座談会参加を呼びかけるとともに、各学校での懇談会の開催について国際化推進地域連絡協議会等で働きかけていくほか、小・中学校合同の取組も検討していきたい。

B

2005年度の状況

【教育委員会において担当】

4 年間計画で設定された懇談会において、日本人保護者と外国人保護者との懇談の場を設けている学校もある。また、今年度、帰国生徒と保護者が参加する中学校国際教育研究部会主催の座談会への出席を外国人生徒と保護者に呼びかけたところ、外国人生徒の参加があった。

今後も、各学校での懇談会の開催について、国際化推進地域連絡協議会等で働きかけてい

くほか、懇談会の場で相互理解や交流が深まるよう教員を含めて意識を高める支援をしていく。また、小・中学校合同での座談会の開催なども検討していきたい。

B

## 2006年度の状況

【教育委員会において担当】

- 4 中学校国際教育研究部会の主催で国際教育座談会を7月に多摩市民館で開催した。座談会には従来より教職員、帰国生徒とその保護者が参加しているが、近年は外国人生徒・保護者にも参加の呼びかけをしており、参加するようになってきた。また、毎年開催している「学生インターナショナルフェスティバル」では、今年度はプログラムとして外国人児童の母語によるスピーチも取り入れるなど、外国人と日本人の児童生徒、保護者と教員との交流の場となってきた。

このように教員、日本人保護者、外国人保護者等が交流を深める催しも定着してきているが、今後もあらゆる機会を利用し、理解を深める取組を続けてゆく。

A

ねん ど ていげん  
1996年度・提言

にゅうきよ さべつ きんし じょうこう も こ  
入居差別を禁止する条項を盛り込んだ  
かしょう かわさきしじゅうたくじょうれい せいてい  
「仮称・川崎市住宅条例」を制定する。

- (1) 1994年12月に実施した川崎市外国人市民意識実態調査(面接調査)や他都市における調査等から、民間賃貸住宅における入居差別が、広く行われていることは明らかになっています。
- (2) 名前や国籍から外国人であることがわかると門前払いされたり、日本人の保証人を求められたり、また、契約書が日本語で書かれているため内容が理解できず、契約の成立までに至らない場合があります。
- (3) 入居できても、住居の使用方法等について、文化や習慣の違いからトラブルが発生することも多くあります。
- (4) また、住居を購入する場合、公庫融資や住宅ローン等において、在留資格に制限があるため、日本人に比べ、財政的に困難が生じるケースも多い。公営住宅には、入居の条件を満たす外国人市民も応募できますが、その時期・資格、方法等が外国人市民には良く知られていません。
- (5) こうした事情から外国人市民は、住宅については民間の賃貸住宅に頼らざるを得ないのに、そこで差別を受けると、住居を確保することがさらに難しくなります。
- (6) 入居差別は、外国人であることのほか、日本人にあっても障害者や高齢者、母子・多子家庭あること等を理由に広く行われているのが現状です。入居差別をなくすことは外国人市民だけでなく、川崎市の全市民の人権保障に関わる問題といえます。  
以上のことから、次のことを市長に提言します。

- 1 民間賃貸住宅の入居に関して、外国人等誰に対しても入居差別を禁止する条項を盛り込んだ「仮称・川崎市住宅条例」を制定する。
- 2 この場合、差別をなくすための努力義務を市に負わせるだけでなく、賃貸人その他関係者に啓発指導を行う等、条例の効果をあげるための様々な方法を検討する。

1999年度の状況

【まちづくり局において担当】

- 検討機関の下部に市職員及び住宅問題の専門家で構成する条例部会を設置し、検討をすめた。
- 「川崎市住宅基本計画」を改定（1999年5月）この計画の基本施策4に「だれもが自立して住み続けられる住居の確保」を掲げ、外国人等の民間賃貸住宅における入居差別の解消及び保証人機構の創設等の居住支援を位置付け、住宅基本条例の制定を明記した。現在、制度創設及び住宅基本条例制定に向け、検討中。

2000年度の状況

【まちづくり局において担当】

2000年4月に川崎市住宅基本条例を施行し、第14条第1項で何人も、正当な理由なく、高齢者、障害者、外国人等の民間賃貸住宅における入居の機会の制約、居住の安定が損なわれることがあってはならないとし、第2項で第1項について関係者から事情を聞き必要な協力又は改善を求める旨定めた。第3項では、入居に際し保証制度及び入居後の安定的な居住継続制度の整備を掲げ、条例の施行と同時にこれらを実施する川崎市居住支援制度を創設した。

2001年度の状況

【まちづくり局において担当】

2000年4月に「川崎市住宅基本条例」を施行し、第14条第1項で「何人も、正当な理由なく、高齢者、障害者、外国人等の民間賃貸住宅における入居の機会の制約、住居の安定が損なわれることがあってはならない」とした。第2項で第1項について「関係者から事情を聞き必要な協力又は改善を求める」旨定め第3項では入居に際し保証制度及び入居後の安定的な居住継続制度の整備を掲げた。

2002年度の状況

【まちづくり局において担当】

1 2000(平成12)年4月に川崎市住宅基本条例を施行し、第14条第1項において、「何人も、正当な理由なく、高齢者、障害者、外国人等であることをもって市内の民間賃貸住宅の入居機会の制約、居住の安定が損なわれることがあってはならない」とした。

同条第2項において、「市長は第1項の規定の趣旨の普及に努め、高齢者等の入居機会の制約、居住の安定が損なわれることがあったときは、関係者から事情を聞き、必要な協力又は改善を求め」よう定めた。

A

2 川崎市住宅基本条例第14条第3項において、「民間賃貸住宅への入居機会の確保、民間賃貸住宅における居住の安定を図るため、民間賃貸住宅への入居に際して必要な情報の提供、保証制度の整備、入居後の安定的な居住継続制度の整備等」を定めた。

条例制定後は、宅地建物取引業団体に対し、条例の趣旨の周知・徹底を要請し、条例の趣旨に賛同する協力不動産店への登録を推進した。

また、入居に際して必要な情報を提供するため、高齢者、障害者、外国人等に対し相談業務を実施した。

今後も、宅地建物取引業団体の積極的な協力を得ながら、協力不動産店数の拡大を図っていく。

A

# 1996年度・提言

外国語による広報を充実し、外国人市民向けの  
情報コーナーを設置する。

- (1) 川崎市では各部署において外国語による広報が徐々に進められていますが、外国人市民から見ると、どのような内容が、どのような言語で広報されているのかが明らかではありません。
  - (2) また、外国語による出版物をどこで手に入れることができるのか、分かりにくく、せっかく作られたものが、外国人市民に届いていない現状があります。
  - (3) 外国人を含む住民は、「地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」とされています。しかし、外国人市民が、その権利を行使するためには、どういう権利があるのかを知っていることが必要です。
  - (4) 「言葉の壁」は、外国人市民自らが、日本語を学習することと、一方では、自治体の外国人市民に対する多言語の広報を充実することによって、その壁を低くすることができます。
  - (5) 外国人市民が多く行政情報を得ることは、自らの権利を行使するためだけではなく、市政に参加・協力し、貢献するためのステップになるのです。
- 以上のことから、次のことを市長に提言します。

- 1 川崎市や川崎市国際交流協会等が作成した外国語による資料、外国語訳をつけた資料等を区役所の外国人登録の窓口や市民館に集め、外国人市民向けの情報コーナーを設置する。
- 2 外国語による資料等のリストを多言語で作成し、外国人市民に対して、積極的に配布する。
- 3 外国語の資料に関するアンケート用紙を窓口を用意して、資料に対する外国人市民の意見・要望を聞く。

1999年度の状況

【市民局において担当】

各区の区役所・市民館・図書館に「外国人市民情報コーナー」を設置した。(1998年6月)

「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」(基本方針)を策定(1998年4月1日施行)

し、基本方針に基づき各局・区に依頼した。

2000年度の状況

【市民局において担当】

各区の区役所・市民館・図書館に「外国人市民情報コーナー」を設置した。(1998年6月)

「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」(基本方針)を策定(1998年4月1日施行)

し、基本方針に基づき各局・区に依頼した。

2001年度の状況

【市民局において担当】

各区の区役所・市民館・図書館に「外国人市民情報コーナー」を設置した。(1998年6月)

「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」(基本方針)を策定(1998年4月1日施行)

し、基本方針に基づき各局・区に依頼し、対応を図っている。

2002年度の状況

【市民局において担当】

1 1998年度に各区の区役所・市民館・図書館に「外国人市民情報コーナー」を設置し、外国語による資料を配布、掲示している。 A

2 「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」(基本方針)を策定し(1998年4月1日施行)この基本方針に基づき、各局・区が多言語の資料等を作成している。

多言語による資料のリストについては、今後、検討していきたい。 B

3 外国語の資料に関する市民意見の聞き取りについては、外国人市民代表者会議においても、

審議しんぎされており、報告ほうこくをうけている。今後こんご、「外国人市民情報コーナー」の充実じゅうじつ はか なかを図る中で検討けんとうしていきたい。

B

## 2003年度ねんど じょうきょうの状況

【市民局しみんきょくにおいて担当たんとう】

2 「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」(基本方針)を策定し(1998年4月1日施行)

この基本方針に基づき、各局・区が多言語の資料等を作成している。

各局・区が作成する外国語広報の現状調査を行い、調査結果を日本語(ルビつき)でリスト化し、今年度、配付する予定である。

A

3 外国語の資料に関する市民意見の聴取については、今後、検討する。

B

## 2004年度ねんど じょうきょうの状況

【市民局しみんきょくにおいて担当たんとう】

3 窓口でのアンケートは実施していないが、前年度末にまとめた川崎市外国人市民施策実施

状況調査において、情報提供に関する課題の把握を行った。この内容をふまえて、

今年度中に策定を予定している「川崎市多文化共生社会推進指針」に情報提供に関する施策

推進の方向を盛り込んでいく。

B

## 2005年度ねんど じょうきょうの状況

【市民局しみんきょくにおいて担当たんとう】

3 外国人市民の意見を聞くためのアンケートについては、現在発行している「川崎市の多言語

情報一覧」(外国語による情報提供リスト)に意見用紙のページを追加し、外国人市民情報

コーナーで配布するなどの方法を検討している。

なお、今年度に第5期代表者会議の発案により、外国人市民情報コーナーを設置している

施設に対し、コーナーの管理状況に関するアンケートを行った。

B

2006<sup>ねんど</sup>年度の<sup>じょうきょう</sup>状況

【市民局<sup>しみんきょく</sup>において<sup>たんとう</sup>担当】

3 「川崎市<sup>かわさきし</sup>の多言語<sup>たげんご</sup>広報<sup>こうほう</sup>資料<sup>しりょう</sup>一覧<sup>いちらん</sup>」の2006<sup>ねんど</sup>年度<sup>ねんどばん</sup>版<sup>ばん</sup>に、新た<sup>あら</sup>にアンケート<sup>あんけーとらん</sup>欄<sup>ついか</sup>を追加<sup>ついか</sup>し、外国人<sup>がいこくじん</sup>市民<sup>しみん</sup>

情報<sup>じょうほう</sup>コーナー<sup>こーな</sup>等で<sup>とう</sup>配布<sup>はいふ</sup>し、多言語<sup>たげんご</sup>資料<sup>しりょう</sup>について、外国人<sup>がいこくじん</sup>市民<sup>しみん</sup>が意見<sup>いけん</sup>・要望<sup>ようぼう</sup>を出<sup>だ</sup>しやすくした。

また、今年<sup>こんねんど</sup>度<sup>ど</sup>からサンキュー<sup>さんきゅー</sup>コール<sup>こーる</sup>で英語<sup>えいご</sup>による<sup>による</sup>対<sup>たい</sup>応<sup>おう</sup>が可<sup>か</sup>能<sup>のう</sup>とな<sup>なり</sup>、英語<sup>えいご</sup>でも意見<sup>いけん</sup>を出<sup>だ</sup>せるよ  
うにな<sup>った</sup>。

今<sup>こん</sup>後<sup>ご</sup>は、ホー<sup>ほー</sup>ムペー<sup>ぺー</sup>ジ<sup>じ</sup>にも意見<sup>いけん</sup>を募<sup>つ</sup>るフオー<sup>ふ</sup>ム<sup>おーむ</sup>を用<sup>よう</sup>意<sup>い</sup>するなど、より意見<sup>いけん</sup>・要望<sup>ようぼう</sup>を出<sup>だ</sup>しやす

い方法<sup>ほうほう</sup>を<sup>けんとう</sup>検<sup>けん</sup>討<sup>とう</sup>してゆ<sup>く</sup>。

B